

入善小学校いじめ防止基本方針

○目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

入善町立入善小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。) 第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「入善小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

○基本理念

いじめは児童の権利を侵害し、心身の成長に重大な影響を及ぼす許されない行為である。学校、家庭、地域が連携し、全ての児童が安心して過ごせる環境づくりを推進する。

1 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態 **昨年度の認知件数 1 件**

- (2) 本校の課題
- ・全学年・全教科を通じた未然防止指導の充実
 - ・言葉遣いの改善と良好な人間関係づくりの推進
 - ・ゲーム・ネットトラブルを防ぐ情報モラル教育の徹底

2 いじめ問題への対応について

(1) 未然防止の取り組み

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成し、道徳や人権教育を通じて、自他の大切さを認める態度を養う。
- ・一人一人が活躍できる授業づくりや児童会活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を高める。
- ・情報モラル教育を強化し、家庭での管理についても指導を行う。

(2) 早期発見の体制

- ・休み時間や個人面談等を通じて児童の様子を把握し、教職員がアンテナを高く張って見守る。
- ・定期的なアンケートや教育相談を実施し、情報を教職員全体で共有して迅速に対応する。
- ・保健室や相談室など、児童や保護者が気軽に相談できる体制を整え、周知に努める。

(3) いじめが発生した時の対応

- ・いじめの疑いがある行為を発見した際はその場で止め、「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめられた児童を徹底して守り抜き、安全を確保した上で、必要に応じて専門家と連携する。
- ・事実関係を確認し、自らの行為の責任を自覚させる。保護者の理解と協力を得ながら、再発防止に向けた継続的な指導を行う。
- ・周囲の児童に対し「同調はいじめへの加担」であることを理解させ、集団全体でいじめを根絶しようとする態度を育てる。

3 重大事態への対応について

生命や心身に重大な被害が生じた疑いや、年間 30 日を目安とする長期欠席がある場合は「重大事態」として、町教育委員会と連携し、迅速な調査と問題解決にあたる。

重大事態とは

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

(児童生徒が自殺を企図した場合等)

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

(年間 30 日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」